

「一般名処方」に関するお知らせ

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

「一般名処方」により医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名での処方について、ご不明な点などがありましたらご相談ください。

※ 「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。

これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択する事ができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

令和6年6月

医療機関名：医療法人誠愛会 おしたにクリニック